

スポーツ政策の視点から見たスポーツの価値と機能

時 本 識 資

1. 問題の所在

今日ほど、スポーツが注目され、国民がスポーツに喚起している姿を見るのは 1963 年の東京オリンピック競技大会の開催以来かもしれない。札幌オリンピックも長野オリンピックも冬季の大会であり、また開催地が地方であったため、2020 年の東京でのオリンピックの開催はまさに日本のイベントとなり、東京発の情報がメディアにのって世界に発信されることになるだろう。当然、2020 年の東京オリンピック競技大会の開催を控え、オリンピック好きの日本人にとって、スポーツへの注目は高まるばかりである。また、これまで日本であまり注目されてこなかった所謂マイナースポーツと呼ばれるバドミントン、卓球といった競技においても、表彰台に上がる日本人の姿がメディアから映し出され、新たなスポーツ人気を拍車をかけている。

この日本人の活躍の背景には、国主導による国際競技力向上方策の策定、国立スポーツ科学センターやナショナルトレーニングセンターを核とした、科学的な分析・強化に基づいたスポーツ科学の成果であるとともに、潤沢な財源がスポーツに充当されたことによる。そこには、競技力向上ではなく国際競技力の向上が主題として謳われ¹⁾、国家を単位とする相対的な成果を求める評価の視点が注がれていることに特徴がある。文部科学大臣は、国会において、オリンピック競技大会での日本のメダル獲得予想数を問われ、答弁し、多額の税金投入の説明責任を果たすかのように成果予測をすることになる。競技者の成績予測を立法府で議論されるというのが現実である。

実際には国際競技力向上に多額の税金が支出される一方で、市民が主体のスポーツ²⁾への財源比重は極端にアンバランスといわねばならない³⁾。しかし、

地域振興に貢献するスポーツや健康の維持増進にスポーツを求める社会的必然性は高まるばかりである。スポーツ基本法（2011 年制定）では、スポーツの価値と役割について「青少年のスポーツが国民の生涯にわたる健全な心と心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ基礎となるものであるとの認識のもとに、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動を相互に連携」「地域において、主体的に協働することによりスポーツを身近に親しむことができるようになるとともに、スポーツを通じて、地域のすべての世代の人々の交流を促進し、交流の基盤を形成」「スポーツを行なう者の心身の健康の保持増進、安全の確保」をその理念において規定している。この理念に示されるように、スポーツは競い合いメダルを獲得するだけのものではないと規定されている。であるなら、今日のスポーツの価値や機能とはどのようなものであろうか。井上⁴⁾がスポーツの定義を歴史社会学な視点から試みているように、イギリスにおける狩りが文明化の過程であり、世界的スポーツの伝播はナショナリズムの隆興と結びつけられるものであると指摘するように、スポーツも他の文化と同様に社会の一つの事象として、社会のあらゆる事象からの影響と要請を受けながらその価値と機能を変化させながら存在するものである。

そこで本論では、今日のスポーツに期待される価値と機能について検討を試みるものである。近代スポーツ生成期の社会的背景とスポーツの関係をスポーツ史の成果から俯瞰的にとらえ、社会の状況がスポーツをどのように形づけたのかを明らかにし、戦後のスポーツ振興の背景を探りながら、今日のスポーツの価値と機能をスポーツ基本法及びその他の法令を手がかりとしてスポーツ政策の視点から明らかにしていくことを目的とする。

2. 近代スポーツ成立期のスポーツの価値と機能

今日のスポーツは、近代に誕生したスポーツという意味で近代スポーツといわれる。近代スポーツの成立については多くの論者がその成立過程について詳細に分析をしている。稲垣⁵⁾に従えば、近代社会を主導した資本家であるブルジョアジーの論理、すなわち近代合理主義=数量的合理主義によって、これまでの伝統的なスポーツの再編や新たに誕生したスポーツを意味するものであり、ブルジョアジーの論理によって労働者を包摂する機能をもつものであるとされる。

近代社会は、18世紀後半から19世紀前半を近代の本格的始まりとし、産業革命とエンクロージャーにより、伝統的なスポーツは追いやりられ、新たなスポーツが近代スポーツとして誕生することになる。

この背景には、産業革命期の労働者の生活実態がとブルジョワジーの思惑が合致したことにある。当時の労働者は、低賃金で過酷な労働が強いられていた⁶⁾。その日暮らしの労働者の居住環境は、産業革命期のイギリスロンドンの衛生環境を考えあわせるならば、きわめて悲惨な状況であったといえる。労働者は一日の終わりをその日の労働で得た賃金を握りしめ、パブで酒を飲み、賭博で豪華を晴らすことが日常であった。また、町中をフィールドとするフットボールに興じ、日常の抑圧された自身の状況をフットボールによって解放させていた。時にそれは民衆の暴徒化を生み、町の破壊とともに、ブルジョアジーにとって脅威な存在となった。

すなわち、資本家であり工場主であるブルジョアジーにとって、多額の資本を投下した工場が労働者によって破壊されることは由々しきことであり、その暴徒に参加した労働者が負傷することは、良質な労働力の確保を困難なものにし、ブルジョアジーの利益の視点から相いれない行為であった。ブルジョアジーは、中世的な無目的で暴力的な価値を持つ非合理的な行為を排除するために、近代の合理的思想を背景とする合理的な娯楽の必要性を認める必然性があった。

稲垣は、この合理的娯楽（スポーツ）の機能の意

味づけをしている。これまでの伝統的な娯楽から民衆を引き離し、カウンターアトラクションとしての合理的娯楽（スポーツ）に引き寄せることがあった。また、公園や図書館などの施設を提供することにより、ブルジョアジーの価値観において教育しようとすることであった。さらに、労働者の社会的上昇志向を利用し、儉約、自助、禁酒、性的禁欲、家庭の尊重などといったブルジョアジーの価値の浸透にあつたとしている。

これらの労働者に対する合理的娯楽（スポーツ）は、ブルジョアジーの価値であり、あくまでも良質な労働者の確保と資本の保全がその目的であったといえる。

19世紀に入り民衆の合理的娯楽（スポーツ）が、パブリックスクールという教育の場においてその近代の合理的価値を持つことになる。ラグビー校でのトムブラウンの話は余りにも有名である。すなわち、中世的な伝統を持つパブリックスクールにおいて、近代の考え方を持つ生徒（自治・自由）と学校の対立の中で、学内での暴徒化した生徒の鎮静化に合理的娯楽（スポーツ）が持ち込まれることになる。このことにより娯楽が教育となり、合理的なスポーツを手段としてスポーツの教育的価値が見いだされることになる。

このように、近代スポーツ成立期においては、ブルジョアジーの思惑とスポーツの教育的価値が発見され拡大していた時期であった。

3. 戦前におけるスポーツの政策的価値

わが国のスポーツの始まりは明治期とされ、スキーが軍隊の雪上の移動技術として、バスケットがYMCAの教育プログラムとして等々、多様な経路と目的・手段をもって日本に輸入されてきたことは、周知の事実である。

輸入してきたスポーツは、当初の目的に加え、新たな価値を持ちながら広がっていくことになる。ここでは、スポーツの政策的価値を特徴的に示す教育的な側面と軍事的側面を中心に明らかにしていく。

わが国の教育制度は1872（明治5）年の学制の

制定に始まり、スポーツは体育として「体術」という教科名で必修科目として配置された。ここでの「体術」の内容は、軽度の運動であり、ドイツ人医師シュレーバーの「医療室内体操」の付図をもとにしてつくられたといわれるよう、健康養生論的性格をもち、軽度の運動であったとされる。必修科目として配置されるも、業間体操のような形で実施され、今日のように教育目標が設定され行われていたものではなかった。いわば、健康に資するための身体活動の保証を求めるといった衛生学的な色彩をもつものであった⁷⁾。

しかしながら、1886（明治 19）年の森有礼による教育改革によって、兵式体操を内容とする体育が教科として重要視されるようになる。この意図は、教育現場に兵式体操を導入することにより、子どもたちに軍人としての身体能力の獲得を目指したわけではなく、軍人気質の醸成であったとされている。この背景には、国民皆兵論と富国強兵政策があり、ゆえに必修としての位置を与える必然性があった⁸⁾。

この明治期の教育的価値をもつスポーツが、軍人気質の形成と結びつくことにより、太平洋戦争の敗戦に至るまでの間、スポーツ政策の価値基盤となっていくのである。

1888（明治 21）年、文部省は直轄学校に対して、学生生徒の活力検査に関する訓令を発し、同年 4 月に活力検査を行い、結果を翌年中に報告することを求めた。いわゆる定期身体検査の始まりである。その後 1900（明治 33）年に、文部省は「学生生徒および幼児の身体検査規定」を省令化し、制度として確立し、実施されていく。1937（昭和 12）年に、兵役法施工令の改正により、懲役検査の合格基準が緩和され、学生の兵役への参入が強化された。

この時期は、盧溝橋事件、日中戦争の勃発など、日本が戦時体制に入っていく時期でもあり、1938（昭和 13）年の国家総動員法はスポーツが軍事に組み込まれる時期でもあった。正確に言うならば、スポーツは禁止され、軍事に貢献する身体的な活動と身体は軍事に組み込まれたと言うべきかもしれない。なぜなら、1932（昭和 7）年文部省は「野球の統制ならびに施行に関する件」（野球統制令）を

訓令として発し、1941（昭和 16）年第 12 回明治神宮国民体育大会の出場選手の参加資格を体力章検定の合格者に限定をする、1942（昭和 17）年の第 13 回明治神宮国民体育大会を「明治神宮国民練成大会」に改め、「戦場競技」の名の下での競技会の開催が行われたことから、国家がスポーツに求める価値を見ることができるからである。

また、1939（昭和 14）年体力章検定実施要領が通牒され、翌年から実施された。翌 1940（昭和 15）年に国民体力法が制定され、徴兵制を前提とした戦時下の人的資源の管理と確保が制度として実施していく時期もある⁹⁾。

しかしながら、戦時下に組み込まれるまでのスポーツは、国家にとって軍事的身体としての価値にとどまるものではなかった。それは、ベルリン・オリンピック競技大会前後の日本人の活躍や第 12 回東京オリンピック開催決定に見ることができる。

1932（昭和 7）年第 10 回ロサンゼルス・オリンピック競技大会での日本のメダル獲得は金 7、銀 7、銅 4 の合計 18 個であった。続く 1936 年（昭和 11）年ベルリン・オリンピック競技大会での日本のメダル獲得は、金 6、銀 4、銅 10 の合計 20 個であった¹⁰⁾。この背景には、内務省・文部省による 1924（大正 13）年の第 8 回パリ・オリンピック競技大会参加選手団に対する国庫補助、内務省による明治神宮競技大会の開催¹¹⁾、文部省による全国体育デーの開催¹²⁾など、国家によるスポーツの奨励が行われた。

また、1931（昭和 6）年に東京市会がオリンピック東京大会開催に関する建議を可決し、1935（昭和 10）年には、衆議院及び貴族院において「第 12 回オリンピック大会東京開催の件に関する建議」を可決し、1936（昭和 11）年のベルリンでの IOC 総会において東京での開催が決定される。

このような国家によるスポーツの奨励は、国際大会での日本人の活躍にさらに拍車をかけることになった。1928（昭和 3）年のアムステルダム・オリンピック競技大会での人見絹江（陸上）、1936（昭和 11）年ベルリン・オリンピック競技大会での村社講平（陸上）、田島直人（陸上）、西田修平（陸上）、

孫基貞（陸上）、前畠秀子（水泳）などの活躍がラジオを通して日本国民に伝えられたのである。

このように、戦前のスポーツは国民の身体の価値を軍事的側面にだけに見出したわけではなく、スポーツの中にもその政治的な価値を見出していたといえる。それは、スポーツにおけるメダル獲得が国力であり、国際的舞台での国家としての力（国際序列）の表現とする見方である。それは何も日本に限らず、当時のドイツやイタリアがそうであったからかもしれない。しかしながら、日中戦争を経て太平洋戦争に戦火が拡大する中で、日本は軍事的価値以外を身体、スポーツからは見出せずにいた。

坂上¹³⁾は戦前（1928年（昭和3年）以降）のスポーツの事情について次のように指摘している。

1928（昭和3）年以降文部省を中心に展開されたスポーツ政策は、第一に、スポーツによる健康な肉体づくりによって、第二に、スポーツ精神の涵養によって、そして第三に、スポーツを不平や鬱憤から逃避させ忘却させる「安全弁」として利用することによって、国民の「思想善導」を実現していくとするものであった。（中略）国家は“快楽”を容認する「安全弁」的な利用形態を切り捨て、むき出しの国家主義の注入と体力の向上に腐心しはじめるのであり、この方向は、三七年の日中戦争の本格化によってさらに決定的なものとなっていった。

このように戦前のスポーツは国家による身体（思想を含む）の管理を背景としながら、スポーツと身体に軍事的価値を大きく見出した時期であった。

4. 戦後のスポーツ振興の政策的価値

（1）1963年東京オリンピック開催を契機とするスポーツの振興

戦後のスポーツを考えるうえで1963年の東京オリンピックの開催は重要な意味を持つものといえる。1945年の戦争終結は、敗戦による国家威信の喪失、国家権限の制約等、国際社会における地位はおろか焼け野原になった都市部の戦後復興が日本国

の大きな課題としてのしかかり、戦後の諸外国への賠償を考えるなら国際舞台への復帰は夢のごとき課題にあったはずである。このような中において、1964（昭和39）年の東京オリンピック開催は、1940（昭和15）年の第12回東京オリンピック競技大会が戦争に突き進む国家の事態により開催返上がなされたとするなら、平和国家日本のアピールの場がオリンピックであることは理解に難しくない。ここでは、政治的にも経済的にも大きな意味を持つ1964年の東京オリンピック競技大会の開催を中心に入り口の価値を明らかにしていく。

1964年の東京オリンピック競技大会の開催は、スポーツ界にとって返上された1940年のオリンピック競技大会の開催であり、待ちわびた悲願であったといえる。開催都市が主導し、国家による大会開催に関わる保証がオリンピック開催の前提となるなら、なぜ国は東京でのオリンピック開催を推し進める必要があったのだろうか。オリンピック競技大会というスポーツ大会にどのような価値が見出されたのだろうか。このことについて、ゴールド・ブラッドは次のように指摘している¹⁴⁾。

第二次世界大戦の敗北と、長期にわたり国家の在り方に影響を及ぼしたアメリカ占領期を過ぎると、もはや「独自の優れた文明をもつ国」「力を増す帝国主義」という自負（開催権を返上した1940年当時のイデオロギー）は、国家の周辺にしか存在しなくなっていた。その代り、1964年の日本は、類い希なる経済的な変革を遂げていった。敗戦から1世代もたたないうちに日本は形を変え、10年近くの2桁成長により、農村社会から都市社会に生まれ変わった。巨大企業が、さまざまな部門で世界の輸出市場を制しつつあった。経済成長率と1人あたりGDPをあげることが国内政治の主要な目標となり、目標を実現するための手段とシンボルとなつた。

終戦を迎えた敗戦国の日本はGHQの占領下におかれ、戦後の混乱期にあった。1950年から始まる朝鮮戦争により、日本は皮肉にもアメリカ軍の物資

調達等による朝鮮戦争特需に始まり、1952年のIMF(国際通貨基金)への加盟に続く開放経済体制への流れが、国民一人当たりの消費額を高め、「もはや戦後ではない」(1956年の経済白書)と表現をされるほどに国民生活の変化を実感できる状態にまでなった。その後の60年代から70年代の高度経済成長という好景気の中での1964年のオリンピックの開催であった。このような社会状況と戦後の民主化運動の流れから考えると、東京オリンピック競技大会開催の意図はブラッドが指摘するように経済的な効果への期待が強かったといえる。この経済的好景気の状況をさらに継続的に維持していくために必要な社会インフラの整備が東京オリンピック競技大会開催を名目に行われたことは周知の事実である。東海道新幹線の整備に始まり、都内環状道路の拡張整備、下水道の刷新整備、羽田国際空港と都心を結ぶモノレールの設置など、その後の日本の経済成長の要となるインフラ整備が行われた。まさに東京オリンピック競技大会は、経済成長のシンボルであるとともに、さらなる経済成長へステップアップするための装置として機能していたことになる。それは、オリンピック競技大会の内容から、見て取ることができる。

東京オリンピック競技大会までは、公式タイマーを務めてきたのはスイスの時計メーカーのオメガであった。しかしながら、東京オリンピック競技大会からは日本の時計メーカーのセイコーがとてかわった。セイコーは、デジタルストップウォッチからスタジアムの時計に至るまで1300種類以上の時計や計測機器を製造し、寄贈したとされている¹⁵⁾。まさに、日本のエレクトロニクス産業の品質の高さを世界に示すことになった。その意味では、万国博覧会に付随してオリンピック競技大会を開催していた頃の博覧会的な要素をスポーツに見出すことになったのかもしれない。

また、東京オリンピック競技大会の注目すべき競技として柔道をあげなければならない。ヨーロッパおよび北米で誕生したスポーツ以外で初めて採用されたのが柔道であった。嘉納治五郎が創始した柔道は講道館を中心に拡大し、戦前における軍隊、警察、

学校教育に浸透していた。当時の柔道は、グローバルなものではなく、競争を求める近代スポーツの価値とは異なる、国民への規律や倫理性を重んじる側面が強く、練習のプロセスが重視される、いわゆる「道」としての性格を強く持つものであった。オリンピック競技大会の種目として柔道が採用されたことにより、江戸城場跡地に「武道館」の建設が国会で承認され、大会会場となった。国会での議論において、正力松太郎(衆議院議員・読売新聞社社主)は、武道館を「偉大な平和の理念」、「日本の国技の正しき精神を表す」ものだとし、松前重義(衆議院議員・東海大学創立者)は、「日本の格闘技を世界のスポーツとして・・・今度の東京オリンピックという機会を利用して、国際交流を推進するという新たな段階に進まなければならない」¹⁶⁾とし、柔道の使命に国際的な外交のツールとしての価値を新たに与えたといえる。またここで重要なことは、「武道館」の建設が柔道を内容としながらも「柔道館」ではなく「武道館」であった点にある。すなわち柔道を主題としながらも、内容は柔道をはじめとする剣道、相撲、弓道等の武術が武道の範疇として理解され、その後の武道の振興が切り拓かれる道筋をつけたと言える。いずれにしても柔道はわが国を代表する国技として、平和国家の象徴とともに、外交の手段としての地位を得た。

東京オリンピック競技大会の前年の1963年に「オリンピック国民運動」を推進するために東京都及び近隣都道府県にオリンピック国民運動推進連絡会議が発足し、全国の都道府県にも同様の推進連絡会議が設置された。この推進連絡会議の目的は、オリンピックの理解、国際理解、公衆道德高揚、商業道德高揚、交通道德高揚、国土美化、健康増進を目指すものであり、その運動が全国各地で展開されていった¹⁷⁾。

当時の東京の社会インフラは不十分であり、東京オリンピック競技大会を機に整備が推進されたことは既に述べたとおりであるが、そこに暮らす人々の精神性の整備もまた必要と考えられた。浜田¹⁸⁾が指摘するように、衛生水準の向上を図るために、ごみの収集方法が今日の形態に整えられたのはこの時期

であり、保健所による野犬狩りとともに狂犬病の予防注射が行われ、飲食店や宿泊所に対する監視活動も強化された。また、都内の路上からごみがなくなるように首都美化デーが設定され、風俗営業やダフ屋の取り締まりもおこなわれた。これらの啓蒙活動は、東京都オリンピック準備局が中心となり、印刷物、展覧会、映画、スライド、ラジオ、テレビ広告など、さまざまな方法と手段により、人々に浸透を図った。とりわけ、東京都が作成し、市民にエチケットを守るために作成したパンフレットには、道路へのポイ捨て（吸殻、ごみ）をする人、道路いっぱいに歩くお嬢さん、商品を道路いっぱいに並べる店、電車内でのたばこを吸うおじさん、お年寄りに席を譲らない学生、銭湯の湯船で体を洗うおじさん、道路や公園で野球をする少年、川にごみを捨てるお母さんといったような個別具体的対象を示し、何気ない大多数の市民という存在を個別の一人一人の存在として認識させ、道徳心の醸成を意図する取り組みとして行われた。これは、東京オリンピック競技大会が、わが国が国際舞台に復帰する重要なイベントである、すなわち外からの高い評価を得る必要性を求めたゆえに、日本のスポーツ観による社会的道徳性の誘発と拡大を図ったものと理解することができる。いずれにしても、この東京オリンピック競技大会での日本人の活躍によって、スポーツの競技力＝国際競技力が魅力的なものとして国民とともに国家が感じといったと言えなくはない。

（2）高度経済成長期に描いた市民スポーツの姿

1964年の東京オリンピックは、神武景気（1954年から1957年）、岩戸景気（1958年から1961年）の好景気を背景に、新幹線をはじめとする大型公共事業によるオリンピック景気を生み出し、1970年代まで続く高度経済成長を支えた経済的イベントと評価される。

この好景気を背景として、中西¹⁹⁾が指摘するように、わが国は「一億総レジャー」の時代を迎えた。1965（昭和40）年頃からブームが沸き起ったボウリング、1974（昭和49）年頃から始まったゴルフの大衆化は、1987（昭和62）年のリゾート法の

制定へつながり、国民のレジャー・スポーツの隆盛がみられた。この背景には、好景気に支えられた経済状況とともに、労働環境をはじめとする社会環境の変化があったと指摘される。

高度経済成長期の日本の社会は第二次産業を主軸とする経済優先の政策により、4大公害（水俣病、新潟水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病）の発症を生み、1967（昭和42）年の公害対策基本法の制定に至る時期である。日本の社会は経済が優先され、企業が立地する都市部に人口が集中し、機械化等の労働形態の変化により運動不足や生活習慣病の蔓延等による国民の健康不安やストレスが増大し、健康にスポーツが結びつき、日常的な空間において気晴らしや健康志向と結びついたジョギング、体操、エアロビクス、テニス、水泳等のスポーツが盛んとなった。

このような健康志向とスポーツの結びつきにより、大衆スポーツが隆盛を極める1972（昭和47）年に文部省の保健体育審議会の「体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について」が答申された²⁰⁾。

この答申は、1968（昭和43）年に文部大臣から保健体育審議会への諮問に対する答申である。実に、4年間の検討結果をまとめたものであり、「47答申」とも呼ばれ、これまでの保健体育審議会の答申の中でも際立って評価されている。その理由は、八代²¹⁾が指摘するように、わが国のスポーツ施設整備指針をはじめて示したものであり、その後の国及び地方自治体のスポーツ施設整備の基準となったからに他ならない。ではなぜ、この時期に体育とりわけ社会体育²²⁾が答申の中心的な事項となったのだろうか。

文部大臣から示された諮問理由には、「（理由）近年におけるわが国社会の急激な変化に対して、青少年をはじめ広く国民が、健康にして活動力に富む生活を営むためには・・・。1.・・・社会の急激な変化は、健康な生活の維持をますます困難なものにしており、この点からする体育スポーツの振興がいっそう緊急な課題となっている。・・・社会体育については、広く国民の日常生活に即した体育スポーツの振興が必要と思われる。・・・」とし、前述したように高度経済成長による環境破壊による身体への影響が

社会問題化する中で、学校体育はもとより広く一般的な国民に対して健康と結びついたスポーツを振興していくことが求められたからに他ならない。そのため必要な施設、指導者、組織等のスポーツを実施する上での環境の整備を視点とする答申内容となっている。

高度経済成長による人々の生活の変化は、生活水準の向上や余暇時間の増加と結びつき、人々のスポーツ欲求を刺激するものの、産業の機械化等による進展は人々のストレスと運動不足を助長した。この状況を踏まえ、答申が示す健康と結びついたスポーツの目標の達成は、日常生活レベルでのスポーツの実施により実現されることから、「日常生活圏における体育・スポーツ施設の整備基準」を人口段階別に屋内競技場、屋外競技場、プールに区分し示すことにより、スポーツ施設環境を整備することにあったといえる。この「日常生活圏における体育スポーツ施設の整備基準」は都道県および市町村行政においてスポーツ施設整備の指針となったことはいうまでもない。

健康に結びついたスポーツが推進される理由が前述した環境の悪化や労働形態の変化に求められる一方で、労働者とりわけ若者世代の都市部への流による問題が指摘される。すなわち、都市部の人口増大による過密化と地方の過疎化によるコミュニティ崩壊の問題が指摘された。1969（昭和 44）年に国民生活審議会調査部コミュニティ問題小委員会が「コミュニティ生活の場における人間性の回復」²³⁾を公表し、全国的にコミュニティ構想が展開され、「生活の場において市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭構成主体として、地域性と共に通目標をもった開放的で、しかも構成員相互間の信頼感ある集団」としてコミュニティが位置づけられ、コミュニティの再生が謳われた。このコミュニティ再生の内容としてスポーツが見いだされ、「日常生活圏における体育スポーツ施設の整備基準」のエリア設定がコミュニティの単位として有用であると評価された。

これらの状況は、スポーツをコミュニティスポーツとして位置付け、その後の「みんなのスポーツ」

論として展開していくことになる²⁴⁾。

5. スポーツ振興法からスポーツ基本法

戦後の混乱期を脱し、国際舞台に復帰するとともに経済的な効果を意図した 1964 年（昭和 39）の東京オリンピック競技大会の開催を契機として、1961（昭和 36）年に制定されたスポーツ振興法から 50 年を経て、2011（平成 23）年に、スポーツ振興法を全面改正する形でスポーツ基本法が制定された。文字通り、振興法から基本法としての体裁をとることから、この 50 年間の社会及びスポーツの変化が反映され、新たなスポーツの価値と機能を見て取ることができる。両法を比較すると、スポーツの主体者に新たに障がい者が加わる等、いくつもの変化が見らるが、ここではこれまでの論点に沿って、スポーツの価値と機能に焦点を当て検討を行う。

スポーツ振興法では、目的として「国民の心身の健全な発達と明るく豊かな国民生活の形成に寄与すること」が規定されていたが、スポーツ基本法では、これまでの条文に加えて、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」と、スポーツに関わる権利の規定²⁵⁾がなされた。その意味では、日本国憲法 25 条の生存権を根拠に規定された条文と理解することができ、スポーツの公共的な存在根拠が明確になったといえる。

また、スポーツ基本法第 2 条では基本理念を 8 つの項目から定めている。第 1 章第 2 条第 3 項「スポーツは、人々がその居住する地域において、主体的に協働することにより身近に親しむことができるようになるとともに、これを通じて、当該地域における全ての世代の人々の交流が促進されかつ、地域間の交流の基盤が形成されるものとなるよう推進されなければならない。」と規定され、前年の 2010（平成 22）年に文部科学省が策定したスポーツ立国戦略²⁶⁾で示されている「スポーツ交流による地域活力の醸成は、人間関係の希薄化等の問題を抱える地域社会の再生につながる」と一致し、スポーツの実施、交流によるコミュニティの再生と地域の活性化をスポーツの機能とする意図が読み取ることができる。またスポーツ立国戦略では「スポーツによる国民の

心身の健康の保持増進は、医療費抑制等の経済的効果を生む。」とし、健康や福祉とスポーツが結びつくことによる、財政への貢献と経済的効果への期待を見て取ることができる。

同第8項「スポーツは、スポーツに係る国際的な交流及び貢献を推進することにより、国際相互理解の増進及び国際平和に寄与するものとなるように推進しなければならない。」と規定し、スポーツ立国戦略では「国際競技大会等における選手の活躍は、我々日本人としての誇りと喜び、夢と感動を与え、社会全体の活力となるとともに、国際社会におけるわが国の存在感を高める。」としている。国際競技大会で活躍する国際競技力が重要であり、国際競技力の高まりが、日本人の自信と日本国の国際的地位を高めると理解することができる。対内的にはアイデンティティの醸成に、対外的には国力としてのスポーツへの期待として見て取れる。

第3章第18条スポーツ産業の事業者との連携等において「国はスポーツの普及又は競技水準の向上を図る上でスポーツ産業の事業者が果たす役割的重要性に鑑み、スポーツ団体とスポーツ産業事業者との連携及び協力の促進その他の必要な施策を講じるものとする。」としている。これは、単に競技スポーツの競技力に貢献する企業との連携だけを意味するものではない。スポーツ立国戦略では「スポーツ産業の広がりにより、新たな需要と雇用を生み、我が国の経済成長に資する。」とし、産業としてのスポーツへの期待であり、これまでスポーツが蓄積してきたもののビジネス化と新たな領域としてのスポーツ産業の創生ともいえる。

その後政府は、まち・ひと・しごと創生本部を中心、「まち・ひと・しごと創生総合政策（2017改定版）」²⁷⁾を作成し、閣議決定した。とりわけ「地域創生の深化に向けた施策の推進（政策パッケージ）」「地域に仕事を作り、安心して働くようにする（イ）観光業を強化する地域における連携体制の構築】、【4. 時代に合った地域を作り、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する（ア）まちづくり・地域連携、（カ）健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進】を重要な政策の

柱としており、スポーツが新たな産業の創生のみならず高齢社会、地域の振興等においてその価値の発揮が求められている。

また、観光立国のもと観光業の強化と地域振興の観点から、2016（平成28）年にスポーツ庁は文化庁、観光庁とスポーツ・文化・観光を融合させ発展させることを目的に、新たな地域ブランドや日本ブランドを創出し、観光振興、地域振興を推進しようとする包括的連絡協定を締結し²⁸⁾、スポーツ文化ツーリズムが提唱されるに至った。

このように今日のスポーツには、新たな産業の創生や地域振興、観光等に寄与することが求められている。

6.まとめ

本論では、近代スポーツ生成期の社会的背景とスポーツの関係をスポーツ史の成果から俯瞰的にとらえ、社会の状況がスポーツをどのように形づけたのかを明らかにし、戦後のスポーツ振興の背景を探りながら、今日のスポーツの価値と機能をスポーツ基本法及びその他の法令を手がかりとしてスポーツ政策の視点から明らかにすることを目的とした。

近代に誕生したスポーツは、ブルジョアジーの思想と労働者の欲求が織りなす中で、合理的娯楽（スポー）として生み出されたものであった。近代の合理的思想は、良質な労働者の確保をスポーツに求め、その後学校においても近代的な思想を具現化する有用な装置として教育に取り込まれていくことになる。

一方、日本においては明治期にスポーツが輸入され、主に学校教育の中で広がっていくことになる。戦前の学校教育におけるスポーツは、兵式体操を中心としながらも、その目的は精神性の涵養であり、身体そのものの強化ではなかった。その後、学生生徒および幼児の身体検査が日中戦争の勃発や兵役法施工令の改正等による社会状況の変化が、軍事に貢献する身体活動（スポーツ）が、軍事に組み込まれていくことになる。

戦後のスポーツは、1964年の東京オリンピック競技大会の開催を契機として、国際舞台への復帰と

経済効果が期待されるとともに、平和国家、民主国家としてのシンボルとして機能した。高度経済成長期のスポーツは社会環境の悪化と国民の経済的余裕がレジャーブームを醸成させ、健康志向と結びついたスポーツが拡大した時期でもあった。スポーツ振興法制定から50年の時間を経て制定されたスポーツ基本法は、これまでの教育としてのスポーツの価値に加え、少子高齢化社会、グローバルな世界情勢、過疎による地域の再生・振興等の今日的な課題に応えるべく、経済としてのスポーツ、地域振興としてのスポーツ、観光としてのスポーツ等の機能が求められている。

このようにスポーツは社会情勢に呼応するかたちでスポーツの機能を変化させてきた。しかしながら、スポーツの本質的な価値とは何だろうか。近代スポーツ誕生の一つの理由が、労働者の日常的なエネルギーの爆発としての前近代的なスポーツを近代の論理で改変させることであったとするなら、そもそもそのスポーツの目的が今日では見えにくくなっているのではないだろうか。幸福で豊かな生活とスポーツの関係において、スポーツが隆盛し、手段としてのスポーツに機能が付与されるほどに、スポーツの価値が見出し�にくくなってしまいそうだ。

注記および引用文献

- 1) 競技力向上とは、スポーツのパフォーマンスを向上させる用語として用いられるものであり、国際競技力向上は単に競技力の向上が果たされるのではなく、国家間のスポーツ競争の中で、より上位の順位を獲得することを意味し、国家間の相対的な評価を示す言葉として用いられる。行政において用いられることが多く、国家におけるソフトパワーを意味する言葉と理解することができる。
- 2) 文部科学省外局に位置づくスポーツ庁の組織は、政策課（学校体育室）、健康スポーツ課、競技スポーツ課、国際課、オリンピック・パラリンピック課の5課とスポーツを地域の振興に資すること及び産業としてのスポーツを振興する参事官が各々配置されている。
- 3) 文部科学省におけるスポーツ予算の内、競技ス

ポーツ関連が約70%，学校体育関連が約18%，生涯スポーツ関連が約10%（平成27年度予算案ベース）となっており、極端に競技スポーツに傾斜した予算配分といえる。一方で、地方自治体におけるスポーツ振興関連の予算は、生涯スポーツへの傾斜配分となっており、わが国における公的資金のスポーツへの支出という意味では、国は競技スポーツ振興、地方自治体は生涯スポーツ振興を重点的に取り組んでいるともいえなくはない。

- 4) 井上俊「文化としてのスポーツ」『スポーツ文化を学ぶ人のために』世界思想社、1999、1-19
- 5) 稲垣正浩「近代社会のスポーツ」『最新スポーツ大事典』大修館、1987、231-240
- 6) エンゲルス（杉山忠平訳）『イギリスにおける労働者階級の状態（上・下）』岩波文庫、1990
- 7) 山本徳郎「体育とスポーツの行方—その文化性をめぐってー」『スポーツの文化論的探究—体育学論叢（Ⅲ）』（株）タイムス、1981、236-256
- 8) この事象における言及は、山本徳郎をはじめ、梅根悟「中教審答申がそこへの回帰を指向している明治中期改革とは何であったか」『梅根悟 私の中教審答申批判』明治図書、1972に詳しく述べられている。
- 9) 森川によると、1939年の厚生省による「体力検定章」の実施は15歳～25歳男子であり、「国民体力管理」政策として1940年に「国民体力法」が制定され、徴兵制を前提にした「人的資本＝兵員」の確保がねらいであった。この法律の対象は当初20歳青年男子であったが、戦局の悪化とともに対象年齢も17歳に引き下げられ、女性にも適用されることになったとされている。（森川貞夫「スポーツと政策」『21世紀スポーツ大事典』大修館、2015、40-41）
- 10) 公益財団法人日本オリンピック委員会ホームページ <https://www.joc.or.jp/>
- 11) 1924(大正13)年に始まる明治神宮競技大会は、国民の身体の鍛錬と精神の高揚を目的に神事的性格をもつ総合スポーツ大会であり、今日の国民体育大会のモデルとなった大会である。明治神宮競技大会(1・2回)は、明治神宮大会(3～9回)、明治神

宮国民体育大会（10～12回）、明治神宮国民練成会（13・14回）と名称を変え、1943（昭和18）年まで続いた。第11回大会は、「紀元二千六百年奉祝第11回明治神宮国民体育大会」として実施された。

12) 文部省の指示のもと、全国の学校や青年団等が一斉に協議会や講演会を開催する国家的な体育行事とされる。1924（大正13）年の明治神宮競技大会と呼応してはじまり、11月3日の明治節を「全国体育デー」と定めた。第一回は、全国11,760の学校、2,860の青年団など15,451団体が参加した。1929（昭和4）年第6回では、参加団体が26,320、参加者が8,382,027人に及んだ。（坂上康博『スポーツと政治』山川出版、2001）

13) 坂上康博『スポーツと政治』山川出版、2001、44-45

14) デビット・ゴールドブラット「1964年東京大会」『オリンピック全史』原書房、2018、228-237
大会をオリンピックのスポーツの側面だけでなく、周辺的な事象を含めて、大局的にとらえている。単に競技成績や大会の様子を理解するよりは、大会の性格付けや価値を理解するうえで有用な資料といえる。

15) デビット・ゴールドブラット 同上 231

16) デビット・ゴールドブラット 同上 234-235

17) 浜田幸恵『<東京オリンピック>の誕生』吉川弘文館、2018、187-192

18) 浜田幸恵 同上

19) 中西純司「レジャー・スポーツ産業の隆興」『21世紀スポーツ大事典』大修館書店、2015、62-66

20) 文部省『体育・スポーツの普及振興に関する基本方策について<保健体育審議会答申>』文部省、1972

21) 八代勉「スポーツ施設の整備充実」『21世紀スポーツ大事典』大修館書店、2015、49-51

22) 当時、学校（児童・生徒）における体育活動である学校体育に対して、成人のスポーツ活動を社会体育、生涯体育と称していた。その後、生涯教育、生涯学習の時代を迎え、学校での教育活動以外のス

ポーツ活動を生涯スポーツと称するようになる。また、スポーツの主体性を重視した視点から市民スポーツとも表現される。

23) 国民生活審議会調査部会コミュニティ問題小委員会『コミュニティ生活の場における人間性の回復ー』1969 本報告書は、内閣総理大臣からの「経済社会の成長発展に伴い変化しつつある諸条件に対応して、健全な国民生活を確保するための方策やいかん。」との諮問に対する報告書である。本報告書の「まとめ」では、コミュニティ形成において重要な3つの点を挙げている。第1にコミュニティ形成におけるリーダーの役割、第2にコミュニティ形成の努力を支援し成果あるものとするための行政面における対応、第3にコミュニティ活動を成果あるものとするために充実したコミュニティ内容をもつことが重要としている。とりわけ第3の点について、西ドイツのゴールデン・プランを参考にして策定された「日常生活圏における体育スポーツ施設の整備基準」が、体育にとどまらず、生活の場を改善する施策を可能な範囲でゴールデン・プランに類似の方式で前進させるとすれば、行政とコミュニティとの対話はその主要な役割を果たすとし、「47答申」にコミュニティ再生のモデルを見出している。

なお、コミュニティ論の変遷についての先行研究論文として以下の論文がある。

渡邊隼「日本社会におけるコミュニティ問題の形成過程—国民生活審議会『コミュニティ』報告書を事例として」『ソシオロゴス』39巻、2015、233-249

横道清孝「日本における最近のコミュニティ政策」『アップ・ツー・データな自治関係の動きに関する資料』5、財團法人自治体国際化協会・政策研究大学院大学比較地方自治研究センター、2009、1-15

24) 柳沢和雄「コミュニティスポーツと生涯スポーツ」『21世紀スポーツ大事典』大修館書店、2015、56-59

25) このスポーツにかかわる権利を一般にスポーツ権という。スポーツ権は、1992年のヨーロッパスポーツ大臣会議によるヨーロッパスポーツ憲章の精神を継承するものとされている。日本ではスポー

ツ基本法においてはじめてスポーツの権利が規定されたことは評価されるが、権利が侵害されている状態とは何か、権利が侵害された場合の補償・罰則について規定がなく、理念としての規定にとどまるとの指摘がされている。

26) 文部科学省「スポーツ立国戦略」2010 この戦略は、スポーツ振興法第4条に規定された「文部科学大臣は、スポーツの振興に関する基本的計画を策定するものとする。」により、2000年に「スポーツ振興基本計画」が策定され、2001年から概ね10年間を対象として計画された。その後、改定期を迎えるにあたってスポーツ基本法の制定を視野に入れて、スポーツ立国戦略を策定した。その意味で、スポーツ立国戦略は、スポーツ基本法の骨格を有した計画といえる。

27) 「まち・ひと・しごと創生総合政策（2017改定版）」

www.kantei.go.jp/jp/singi/.../h29-12-22-shiryou1.pdf

28) スポーツ庁・文化庁・観光庁による包括的連結協定

http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop09/list/detail/1372563.htm

N. エリアス, E. ダニング『スポーツと文明化—興奮の探求—』法政大学出版, 2010

参考文献

稲垣正浩, 木村真知子, 寒川恒夫, 西谷修「スポーツ文化の〈現在〉」『スポーツ文化の〈現在〉を探る』叢文社, 2002, 7-62

井上俊「文化としてのスポーツ」『スポーツ文化を学ぶ人のために』世界思想社, 1999, 1-19

影山健, 中村敏雄, 川口智久, 成田十次郎『スポーツ政策』大修館書店, 1978

菊幸一, 斎藤健司, 真山達志, 横山勝彦編『スポーツ政策論』成文堂, 2011

岸野雄三『最新スポーツ大事典 資料編』大修館書店, 1987

日本スポーツ法学会『詳解スポーツ基本法』成文堂, 2011

杉本厚夫『スポーツ文化の変容—多様化と画一化の文化秩序—』世界思想社, 1995